

令和6年度

亀岡市小規模保育事業者募集要項

令和6年7月

亀岡市 こども未来部 保育課

1 趣旨

亀岡市では、市外からの子育て世帯の転入や、近年の女性の就業率の上昇などにより、特に低年齢児（0歳～2歳児）の保育ニーズが高く、待機児童が増加傾向にあることから、待機児童の減少を図り、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備することを目的に、当該低年齢児を保育する小規模保育事業A型の整備・運営事業者を募集します。

2 募集の概要

(1) 種 別 小規模保育事業A型

※小規模保育事業とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に定める事業を指します。

(2) 募集地域 亀岡市内全域

(3) 募 集 数 1箇所程度

(4) 施設規模 認可定員及び利用定員は、19人

※定員構成は、0歳児≦1歳児≦2歳児を基本とします。

(5) 保育対象 保育の必要性の認定を受けた0歳児から2歳児

(6) 施 設 事業者が所有又は賃借する物件

(7) 応募資格 社会福祉法人又はその他法人

※その他法人とは、公益財団（社団）法人、学校法人、NPO法人、株式会社等をいいます。

※応募資格の詳細は、「4 応募資格・欠格事項」を参照してください。

(8) 開所時期 令和7年4月1日

3 注意事項

小規模保育事業A型（以下単に「小規模保育事業」という。）の認可基準、事業計画、事業実施等は、「亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）」、「亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）」等を十分確認してください。

4 応募資格・欠格事項

(1) 応募資格

小規模保育事業の運営を希望する者で、以下の①～⑧のすべての要件を満たす者としてします。

- ①令和6年4月1日現在で、亀岡市内で認可保育所、認定こども園、幼稚園又は企業主導型保育施設を現に運営しており、かつ通算2年以上の運営経験を有すること。

- ②事業を実施するための必要な経済的基礎として、小規模保育事業の年間事業費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により保有していること。賃貸物件で事業を実施する場合は、1年間の賃借料相当額の資金を普通預金、当座預金等により保有していること。
- ③小規模保育事業の実施にあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがないと認められる者であること。
- ④資金計画及び事業計画が適正であること。
- ⑤社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を常に目指しながら、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有する者であること。
- ⑥本市の保育行政を十分理解し、積極的に協力すること。
- ⑦法人及び法人が現に運営している施設について、所管庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- ⑧法人又は法人の代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む。）が次のア～キのいずれにも該当するものでないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イの法と同じ。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記イからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ 上記イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人

(2) 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- ①1つの施設につき、複数の提案書類を提出した場合
- ②当該募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合
- ③応募者及び応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤その他不正な行為があった場合

5 小規模保育事業の設置等に関する条件

- (1) 事業者自らが所有又は賃借する物件において運営を行うこと。
- (2) 施設は事業者が確保及び整備し、令和7年4月1日から確実に開所すること。
- (3) 満2歳未満の児童には乳児室又はほふく室、満2歳以上の児童には保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該施設の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む。）を設けるほか、調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有すること。）及び便所を設けること。
- (4) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の児童1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の児童1人につき1.98㎡以上あること。
- (6) 屋外遊戯場（当該施設の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）は、面積は満2歳以上の児童1人あたり3.3㎡以上であること。
- (7) 原則、保育室等が1階に設置されること。ただし、2階以上に保育室等を設置する場合は、「亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第29条第7号の要件に該当するものであること。
- (8) 建物は昭和56年6月1日以降に建築確認済証を受けていること。
- (9) 火災報知機、消火器および非常警報器具が設けられていること。
- (10) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。
- (11) 利用乳幼児の事故防止・安全確保の配慮がされていること。
- (12) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守していること。
- (13) 建設計画や運営等（保護者の送迎時の安全対策や渋滞対策も含む。）が周辺住民に理解されるよう、自治会や近隣住民への十分な説明及び理解を得ること。なお、共同住宅・テナントビル等にて事業を行う場合は、同階利用者の他、上下階利用者を対象に説明等を行うこと。
- (14) 設置に関する関係法令等を満たし、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、実現可能な整備計画書として提出すること。
- (15) 利用乳幼児の保護者のための送迎用駐車場、駐輪場を確保すること。
- (16) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、小規模保育事業を行う場所と明確に区分すること。
- (17) 上記（1）から（16）のほか、「亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」における小規模保育事業A型の基準を満たすこと。

6 小規模保育事業の運営に関する条件

- (1) 新設する小規模保育事業の定員は、19人とする。
- (2) 保育対象は3歳未満児とし、0歳児から2歳児までの定員を設けること。
（定員構成は、0歳児≦1歳児≦2歳児を基本とする。）

- (3) 開所時間は1日11時間とし、1時間の延長保育の実施は必須とし、さらに1時間の延長保育の実施は任意とすること。
- (4) 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）以外は、原則開所すること。
- (5) 障がいのある児童や支援の必要な児童の園への受け入れを積極的に行うこと。
- (6) 施設長は、必置とし、専従及び常勤職員であり、児童福祉施設等において、2年以上の保育士勤務経験を持つ者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする（公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等）。
- (7) 保育士、嘱託医及び調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- (8) 保育士の配置は、小規模保育事業A型の配置基準を満たすこと。
- (9) 卒園児の受け入れ先となる連携施設として、保育所（園）、認定こども園又は幼稚園を適切に確保すること。（連携施設として、本市の公立保育所・こども園を想定している場合は、様式6にその旨を記載すること。ただし、連携施設に関する支援内容計画の事前相談及び協議には応じないため、様式7は不要とする。）
- (10) 給食については、原則自園で調理を行うこと。また、給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより、利用乳幼児一人ひとりの状況に応じたものとする。なお、調理業務は委託することができるが、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。また、園外で調理された給食の搬入（外部搬入）は原則として認めないが、連携施設又は近接した同一・関連法人が運営する社会福祉施設、医療機関等から搬入することは可能とする。
- (11) 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行い、その献立は出来る限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。また、食品の種類および調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- (12) 職員に対しては年1回、利用乳幼児に対しては保育の開始時の健康診断を含め、少なくとも年2回の定期健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。また、職員は月1回以上検便検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等を対象としたもの）を行うこととし、10月から3月までの間には月1回以上又は必要に応じて、ノロウイルスの検便検査に努めること。
- (13) 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (14) 保護者からの相談、要望、苦情等について真摯に対応し、保護者の理解及び協力を得るようにすること。

- (15) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。
- (16) 亀岡市が定めた利用者負担額（保育料）を事業者で徴収し運営費に充当すること。
- (17) 原則として、市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。
- (18) 保育中における利用児童の事故等に備えて、施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済制度等の損害保険に加入すること。
- (19) 施設の運営費として、利用乳幼児の年齢区分、保育必要量等に応じた地域型保育給付費の支弁を行う。地域型保育給付費の額は、国が示す公定価格から、市が定める利用者負担額（保育料）を差し引いた額とする。また、延長保育等の保育事業に応じて、補助金を交付する。

7 施設改修費等に係る補助金

- (1) 当該事業について、国の補助制度に基づき採択された場合には、小規模保育事業の設置及び運営法人として決定した事業者は、市の予算の範囲内で補助金を交付します。
- (2) 当該補助金の対象となるのは、賃貸物件等を活用し、新たに小規模保育事業を設置するために必要な経費（改修費等、賃借料（敷金を除く。））です。
 ※賃借料は、補助金の交付決定以降令和7年3月までとなります。
 ※施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む）、既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は対象外です。
- (3) 補助率等は次のとおりです。

補助対象経費	補助基準額	補助率	事業者負担
改修費等 （賃借料含む （敷金除く））	1箇所あたり 25,972,000円	3／4 （補助上限額 19,479,000円）	1／4

※補助金については、国及び市の交付要綱において、変更される場合があります。
 ※補助金の交付には、国との協議が必要であるため、採択が保証されるものではありません。

8 応募について

- (1) 参加意向受付（参加意向届出書の提出がない場合は、書類審査等に進めません。）
 - ①受付期限 令和6年7月18日（木）17時
 - ②提出場所 亀岡市こども未来部保育課
 ※亀岡市安町釜ヶ前82番地
 亀岡市保健センター（B come +）1階
 - ③提出書類 別紙2「亀岡市小規模保育事業者募集 参加意向届出書」

- ④提出方法 電子メール、FAXのいずれか
※送付した旨を電話にて連絡してください。

(2) 質問受付

- ①受付期限 令和6年7月18日(木) 17時
②提出場所 亀岡市こども未来部保育課
※亀岡市安町釜ヶ前82番地
亀岡市保健センター(Bcome+) 1階
③提出書類 別紙3「亀岡市小規模保育事業者募集に係る質問書」
④提出方法 電子メール、FAXのいずれか
※送付した旨を電話にて連絡してください。
⑤回答方法 令和6年7月23日(火) 17時までに、取りまとめて本市ホームページに掲載します(質問者の氏名等の公表は行いません)。
※本市ホームページを定期的に確認してください(確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。)

(3) 応募期間等

- ①応募締切 令和6年8月9日(金) 17時まで
②提出場所 亀岡市こども未来部保育課
※亀岡市安町釜ヶ前82番地
亀岡市保健センター(Bcome+) 1階
③提出書類 別紙1「亀岡市小規模保育事業者募集に係る提出書類一覧」に掲げる書類
※提出された書類等は、返却いたしません。
④提出部数 8部(原本1部、副本7部)
※各資料はA4(図面等はA3可)サイズで綴じ、資料毎にページ番号を付すとともに、インデックスによる表示をしてください。
⑤提出方法 持参に限ります。あらかじめ日時を連絡の上、来庁ください。

9 選考方法

(1) 事業者の選考

亀岡市小規模保育事業者審査委員会において、応募申込書等の書類審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に判断し選考します。

(2) 選考結果と公表

選考結果は文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。審査の結果、「該当なし」とする場合があります。事業者として決定した際は、法人名等の公表を行います。

10 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和6年7月10日（水）	募集要項の公表・配布開始
令和6年7月18日（木）	募集要項に対する質問書の受付期限
	参加意向届出書の提出期限
令和6年7月23日（火）	質問に対する回答
令和6年8月9日（金）	応募締切
令和6年8月20日（火）	書類審査、プレゼンテーション
令和6年8月30日（金）	事業者の決定

11 その他

- (1) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び保育事業の運営に当たっては関係法令を遵守することはもとより、亀岡市の指導に応じること。
- (2) 決定事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。
- (3) 施設の整備及び設置認可等に係る諸手続きは、決定事業者が行うこと。
- (4) 決定事業者が、施設整備のために補助金を申請する場合は、施設整備補助金の内示前に整備事業に着手することはできないので留意すること。
- (5) 事業計画の変更は原則として認めないが、やむを得ず、変更する場合は必ず事前に協議すること。ただし、令和7年4月1日の開所については厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めない。
- (6) 事業開始後、開始年度（4月1日）から起算して10年間は事業を継続すること。なお、年度途中で事業を休止又は廃止することはできないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。
- (7) 市は、決定事業者において、以下の場合、その決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできない。
 - ①本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
 - ②当初予定していた施設等の確保が困難になる等により、計画内容に大幅な変更が生じたとき。
 - ③予定していたスケジュールからの大幅な遅れが生じたとき、又は事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - ④その他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。
- (8) 事業者選定後、事業の実施を取り止める場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。
- (9) 応募のために支出した費用等については、市は補填しない。
- (10) 応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載することがあることから、当ホームページについては定期的に確認をすること。

1 2 問い合わせ

亀岡市こども未来部保育課

〒621-0805

亀岡市安町釜ヶ前82番地

亀岡市保健センター（B c o m e +）1階

TEL：0771-25-5028

FAX：0771-25-5128

E-MAIL：hoiku@city.kameoka.lg.jp